

## はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン 行動計画見直し案



**見直し案についての市民意見を募集します。**  
**募集期間：平成27年11月2日～11月30日**



京都市では、平成23年に、「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン—第3次青少年育成計画—」を策定し、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身につけ、幅広い分野で活躍するよう社会参加活動を促進するとともに、課題に直面する青少年の状況に応じた総合的な支援を行っています。

この「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン」の推進施策の中から、緊急的・重点的に取り組むべき課題を「行動計画」として取りまとめ、一層の推進を図ってまいりました。

「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン」の策定から約5年が経過し、青少年を取り巻く環境や社会情勢が変わっていく中で、緊急に取り組むべき重点的課題も変化しています。そこで、京都市では、行動計画の見直しを検討しています。

この度、見直し案を作成しましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集します。今後、お寄せいただきました市民の皆様の御意見を踏まえ、平成28年1月中に見直しを行う予定です。

<b>提出方法</b>	郵送，FAX，電子メールのいずれかで、京都市文化市民局勤労福祉青少年課までお送りください。
<b>御意見の 取扱い</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。</li> <li>○ 御意見につきましては、募集の終了後に、その概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、勤労福祉青少年課のホームページにて公表します。</li> <li>○ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は行いません。また、提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。</li> </ul>
<b>問合せ先 及び 提出先</b>	<p>〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 京都市文化市民局勤労福祉青少年課</p> <p>電 話：075-222-3089 FAX：075-222-3223 電子メール：kinsei@city.kyoto.jp</p>

## はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン 行動計画見直し案についての御意見記入用紙

問合せ先 及び 提出先	〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 京都市文化市民局勤労福祉青少年課 電話：075-222-3089 F A X：075-222-3223 電子メール：kinsei@city.kyoto.jp
-------------------	---

御意見 記入欄	
------------	--

御記入ありがとうございました。

以下の欄は、御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

年齢	歳	性別	男性 ・ 女性
お住まい等	京都市在住	・ 京都市に通勤通学	・ その他



この印刷物が不要になれば  
 「雑がみ」として古紙回収等へ！



# 「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」行動計画の見直し案

1 計画の期間と対象	
(1) 計画期間	基本計画 平成23年度から平成32年度まで 行動計画（見直し後） 平成28年度から平成32年度まで
(2) 計画の対象	概ね13歳から30歳までの男女を「青少年」として計画の主たる対象とし、ニートやひきこもりなどに対して実施する施策等は、30歳代までを対象とします。

2 見直しの背景																													
(1) 行動計画は、策定（平成23年）から約5年が経過。																													
(2) 行動計画の全ての具体的取組に着手し、数値目標のほとんどを達成するなど、一定の成果を挙げているが、行動計画策定時に「緊急の課題」については、依然として状況が大きく変化しておらず、一層の取組が必要。																													
<p>&lt;策定時の緊急の課題&gt;</p> <p>①生き方を疑似体験できる機会や社会体験の機会の少なさと社会との接点イメージが持てない現状</p> <p>②ニートやひきこもり状態が長期化すると自立までの道のりが険しくなる。</p> <p>&lt;行動計画策定時の数値目標と達成状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標 (25年度まで)</th> <th>実績 (25年度)</th> <th>達成 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年活動センターにおける地域交流事業</td> <td>55件</td> <td>60件</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>青少年活動センターで活躍するボランティア数</td> <td>800人</td> <td>794人</td> <td>ほぼ達成</td> </tr> <tr> <td>青少年が参画している審議会等の割合</td> <td>18.0%</td> <td>11.9%</td> <td>未達成</td> </tr> <tr> <td>ユースアクションプラン認証事業数</td> <td>135件</td> <td>135件</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>若者サポートステーションにおける、就職等進路決定者（※国基準の変更に伴い、24年度から目標を変更）</td> <td>24年度と25年度の累計216人</td> <td>24年度と25年度の累計239人</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者総合支援事業の取組により、自立に向け改善した青少年の割合</td> <td>30%</td> <td>70%</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標 (25年度まで)	実績 (25年度)	達成 状況	青少年活動センターにおける地域交流事業	55件	60件	達成	青少年活動センターで活躍するボランティア数	800人	794人	ほぼ達成	青少年が参画している審議会等の割合	18.0%	11.9%	未達成	ユースアクションプラン認証事業数	135件	135件	達成	若者サポートステーションにおける、就職等進路決定者（※国基準の変更に伴い、24年度から目標を変更）	24年度と25年度の累計216人	24年度と25年度の累計239人	達成	子ども・若者総合支援事業の取組により、自立に向け改善した青少年の割合	30%	70%	達成	
項目	目標 (25年度まで)	実績 (25年度)	達成 状況																										
青少年活動センターにおける地域交流事業	55件	60件	達成																										
青少年活動センターで活躍するボランティア数	800人	794人	ほぼ達成																										
青少年が参画している審議会等の割合	18.0%	11.9%	未達成																										
ユースアクションプラン認証事業数	135件	135件	達成																										
若者サポートステーションにおける、就職等進路決定者（※国基準の変更に伴い、24年度から目標を変更）	24年度と25年度の累計216人	24年度と25年度の累計239人	達成																										
子ども・若者総合支援事業の取組により、自立に向け改善した青少年の割合	30%	70%	達成																										
(3) 公職選挙法の改正により、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられ、青少年のインターネット・スマートフォン依存の問題も深刻化するなど、社会情勢の変化を踏まえた取組が必要。																													
(4) 人口減少が急速に進みつつあり、社会の将来を担う若者に対して大きな期待が寄せられていることから、青少年の自立支援や就労支援の取組や、男女共同参画の視点に基づいた取組がますます重要。また、青少年のまちづくりへの参加や市政参加をはじめとする青少年の社会参加について、一層の推進が必要。																													

3 見直しの視点	
(1) 青少年の市政参加の更なる促進（18歳選挙権と政治（市政）参加）	市政参加の多様な方法を踏まえ、市政参加の更なる促進を図ります。また、選挙権の年齢引下げに合わせ、青少年が政治に興味を持ち、政治参加につながるような取組を推進します。特に、京都に住む青少年が京都の未来を考えて投票するための取組（学生の住民票移動の問題等）を推進します。
(2) 青少年の地域コミュニティへの積極的な参加の促進	青少年が地域づくりに自ら関心を持ち、主体的に率先して参加できるよう促進を図ります。特に、地域の防災や子どもの安心安全、町内会など、地域コミュニティの中で、より積極的に参加できるよう支援の取組を推進します。
(3) 青少年の自立支援による人口減少社会への対応	青少年が就労や結婚により、希望あふれる社会を新たな世代に引き継いでいくことができるよう支援の取組を推進します。そのためにも、真のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に基づいた取組を推進します。
(4) 子どもの貧困対策に関連する取組の推進	「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年度に策定されるなど、喫緊の課題であることから、学習支援の充実等を図ります。
(5) 薬物乱用防止、インターネット・スマートフォンに関する取組の推進	薬物乱用やインターネット・スマートフォン利用に起因する青少年の被害が社会的な問題となっていることから、取組を推進します。特に、青少年のインターネット・スマートフォン依存症が深刻な状況にあるため、その対応や広報を推進します。
(6) 青少年活動センターによる若者文化の発信	青少年の自主的な活動の促進や居場所づくりの一層の展開を図るとともに、青少年の成長を支援する大人等に対して、青少年や青少年活動センターを理解してもらう必要があるため、青少年活動センターによる若者文化の発信の取組を推進します。
(7) 子ども・若者総合支援事業、若者サポートステーション事業の推進	子ども・若者総合支援事業及び若者サポートステーション事業については、これまで、子ども・若者支援地域協議会等の取組により、ニートやひきこもり、不登校等の困難を有する若者への支援を着実に実施してきましたが、今後も、困難を有する青少年が社会生活を円滑に営むことができるよう支援を継続し、更に、推進していくことが必要であるため、引き続き、重要な施策として推進します。

4 行動計画見直し案の体系	
I 生き方デザイン形成支援	青少年が自分の生き方を見出し、力強く成長するための施策・事業を展開します。
I-1 生き方デザイン形成（自分づくり）支援	<p>(1) 世代間・異年齢間交流の機会の促進</p> <p>(2) 居場所づくり事業の充実</p> <p>(3) インターネット・スマートフォンや薬物乱用防止に関する取組の推進</p> <p>(4) キャリア教育の多面的推進及び就労体験の機会の提供</p>
I-2 青少年のチカラを活かした社会づくり	<p>(1) 青少年の自主的活動の支援</p> <p>(2) 男女共同参画を進める取組の推進</p> <p>(3) 市政や地域コミュニティへの参加の促進</p>
I-3 情報共有のしくみづくり	<p>(1) 青少年活動センターにおける青少年の体験・参加活動情報の集約・再発信</p> <p>(2) 青少年活動センターから学校等への情報提供</p>
II 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する青少年が、課題の解決を図るための施策・事業を展開します。
II-1 早期対応	<p>(1) 青少年施設の居場所機能の強化</p> <p>(2) 学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化</p>
II-2 解決支援	<p>(1) 子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組</p> <p>(2) 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化</p> <p>(3) 子ども・若者総合支援の周知拡大</p> <p>(4) 適切な支援を行うための支援者の資質向上</p>

5 行動計画見直し案の施策

I 生き方デザイン形成支援

I-1 生き方デザイン 形成（自分づく り）支援	(1) 世代間・異年齢間交流の機会の促進 地域活動等の世代間交流への積極的な参画を促進するとともに、大人等に対して青少年のことを理解してもらうよう働きかけます。	主な事業 ・青少年活動センターにおける地域交流事業の推進
	(2) 居場所づくり事業の充実 青少年が新たな活動や交流を始めることができるよう、青少年同士が交流し、情報共有できる機会の提供等を行います。	・青少年同士が交流し、情報共有できる機会の提供
	(3) インターネット・スマートフォンや薬物乱用防止に関する取組の推進 インターネット・スマートフォンや薬物に関する相談をはじめとする相談体制の整備を図るとともに、インターネット・スマートフォンや薬物に関する正しい知識の普及のための広報を充実します。	・インターネット・スマートフォンや薬物に関する正しい知識の普及のための広報の充実
	(4) キャリア教育の多面的推進及び就労体験の機会の提供 青少年の職業意識・職業観や社会人として自立する力を育成するための取組を推進するとともに、就労体験の取組を実施します。	・若者サポートステーションによる就労事業
数値目標	青少年活動センターにおける地域交流事業数 57件（平成26年度実績） ⇒ 65件（平成32年度目標）	

I-2 青少年のチカラ を活かした社会 づくり	(1) 青少年の自主的活動の支援 ボランティア活動の参加を促進するとともに、青少年にとって魅力のある若者文化をはじめ、青少年が活動を始めるきっかけとなるような取組を推進します。	主な事業 ・ボランティア活動の参加の促進
	(2) 男女共同参画を進める取組の推進 男女が共に安心して働き続けられ、いきいきと活躍できる社会を目指し、真のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に基づいた取組を推進します。	・青少年活動センターにおける男女共同参画に向けた学習活動の推進
	(3) 市政や地域コミュニティへの参加の促進 審議会等への青少年の参画の更なる促進を行うとともに、地域の防災や安心安全など、地域コミュニティの中で、より積極的に参加できるよう、支援の取組を展開します。また、政治・選挙への関心を高めるための取組を推進します。	・審議会等への青少年の参画の更なる促進 ・シティズンシップ教育*事業の実施
数値目標	青少年活動センターで活躍するボランティア数 828人（平成26年度実績） ⇒ 970人（平成32年度目標） 青少年が参画している審議会等の割合 12.2%（平成26年度実績） ⇒ 20%（平成32年度目標）	

I-3 情報共有のしく みづくり	(1) 青少年活動センターにおける青少年の体験・参加活動情報の集約・再発信 青少年の情報の拠点となるとともに、大人も青少年のことを理解してもらえるよう、青少年活動センターの情報の集約・発信の充実を図ります。	主な事業 ・青少年活動センターにおける若者文化の発信
	(2) 青少年活動センターから学校等への情報提供 多くの青少年が集まる場所や機会を活用した情報提供や情報交換を推進します。	・ユースアクションプランロゴマークを活用した事業発信
数値目標	ユースアクションプラン認証事業数 177件（平成26年度実績） ⇒ 190件（平成32年度目標） 青少年活動センターによる若者文化の発信事業の参加者数 ⇒ 1,000人（平成32年度目標）	

II 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援

II-1 早期対応	(1) 青少年施設の居場所機能の強化 出会いや交流の機会を持ち、新たな活動に踏み出すことができるような居場所づくりの一層の展開を図るとともに、子どもの貧困対策の一環として、中学生学習支援事業の拡充を図るなど、学校・地域・関係機関との連携により、支援を行います。	主な事業 ・青少年活動センターにおける中学生学習支援事業の充実 ・青少年活動センターにおける心の「居場所」づくり事業
	(2) 学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化 在学中の生徒及び家族等に対して、ひきこもりや不登校等の相談窓口の情報を提供することにより、早期支援につなげるとともに、高校との連携を強化し、若者の職業的自立への支援を行います。	・子ども・若者相談のしおりの配布 ・高校連携専用窓口の設置
数値目標	当該年度に京都若者サポートステーションの支援により、就職した人数 ⇒ 140人（平成32年度目標）	

II-2 解決支援	(1) 子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組 子ども・若者支援地域協議会によるニートやひきこもり、不登校等に対する早期支援の推進とともに、課題別検討部会及びひきこもり支援専門委員会の設置や、ひきこもり地域支援センターの設置等により、ひきこもり状態の長期化等に対応した支援を重点的に行います。	主な事業 ・子ども・若者支援地域協議会における取組の推進（課題別検討部会・ひきこもり支援専門委員会の設置） ・ひきこもり地域支援センターの設置
	(2) 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化 NPO等の民間団体による支援事業を助成することにより、市全体の支援環境の充実を図ります。	・NPO等の民間支援団体の子ども・若者支援促進事業
	(3) 子ども・若者総合支援の周知拡大 関係機関と連携して、子ども・若者総合支援の周知拡大を図るとともに、家庭訪問等を行う職種等への周知を拡大することで、潜在化した対象者が相談窓口につながることを目指します。	・関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大 ・支援機関情報冊子「サポートブック」の配布
	(4) 適切な支援を行うための支援者の資質向上 子ども・若者総合支援事業研修やスーパーバイズを実施することにより、支援者に求められる資質の向上を図ります。	・子ども・若者総合支援事業研修 ・スーパーバイズの実施
数値目標	子ども・若者総合支援により、困難を有する子ども・若者が自立に向けて改善した割合 64%（平成26年度実績） ⇒ 70%（平成32年度目標）	

\* シティズンシップ教育：市民としての資質・能力を育成するための教育